

平成 22 年度における短期借入金の借換えについて

1. 法的根拠と手続き

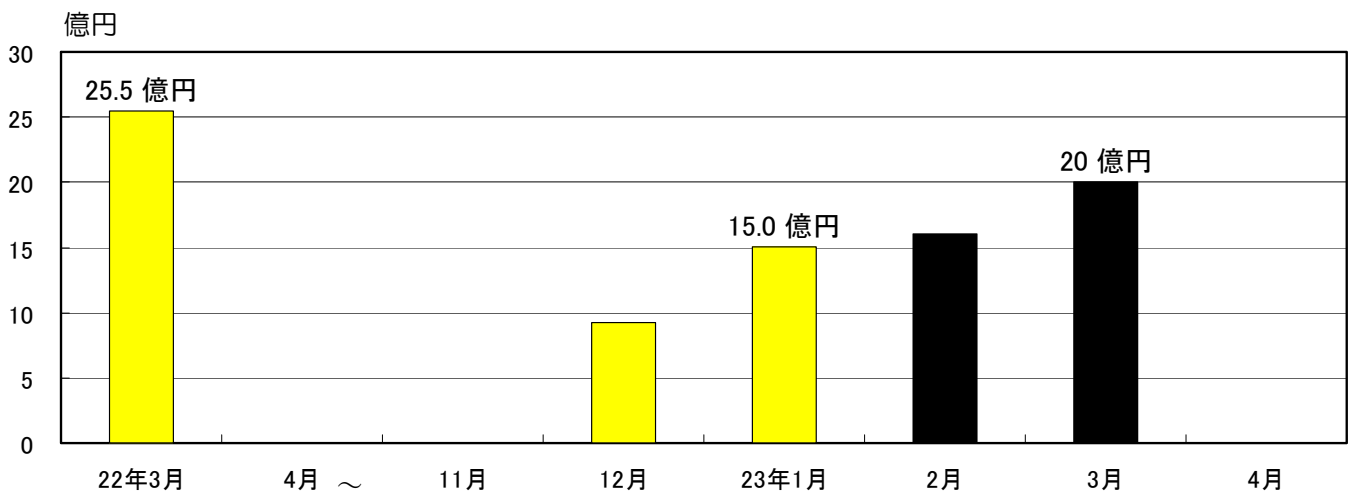
地方独立行政法人は、中期計画に掲げた短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入れすることができるが、この短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならないとされている（地方独立行政法人法第 41 条第 1 項・第 2 項）。

ただし、資金不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、設立団体の長の認可を受けて、これを借り換える（年度越えする）ことができる。（第 41 条第 2 項但書）

また、設立団体の長は、借換えの認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。（第 41 条第 4 項）

2. 大阪府立病院機構における短期借入金の状況

短期借入金残高の推移（平成 22 年 3 月～平成 23 年 4 月）



3. 短期借入金の借換え金額

借換え見込額（短期借入残高見込額）	20億円
借換の時期	平成 23 年 3 月 31 日

【算定の考え方】

①短期借入金残高（平成 23 年 1 月 31 日現在）	15 億円
②平成 23 年 2～3 月の借入予定額	5 億円
③平成 22 年度末短期借入見込額（①+②）	20 億円

（参考）中期計画で定める短期借入金の限度額	160 億円
-----------------------	--------

大阪府立病院機構における短期借入金の状況

平成21年度・22年度 短期借入金残高の推移

